

国際会計基準審議会 御中

2009年3月13日

**IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」の改訂の公開草案：
『国との関係』に対するコメント**

我々は、IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」の改訂の公開草案：『国との関係』に対してコメントする。以下の見解は、企業会計基準委員会（ASBJ）の中に設けられた国際対応専門委員会のものである。

1. 総論

1. 関連当事者の定義をより現実に即したものに改めようとする IASB の努力には敬意を表す。しかし、公開草案では、共同支配を強力な影響力と認識し、関連当事者の範囲を拡大することを提案している。我々は、共同支配では同等程度の影響力を行使し得る者が複数存在していることから、親子関係のような絶対的な影響力を行使することは難しく、よって、共同支配をもって関連当事者の範囲を拡大する必要性はなく、今回の修正提案には同意できない。また、我々は、関連当事者開示に係る会計基準の設定にあたっては、開示に係るコスト・ベネフィットも考慮されるべきであると考え
2. 以下の 2. では、IASB における今後の検討の参考となることを期待して、質問 2 についてコメントをしている。

2. 各論（質問2へのコメント）

質問2—関連当事者の定義

2007年に公表された公開草案（2007年ED）は、関連当事者の定義の改訂を提案している。ボードは定義に次のような修正を加えることを提案している。2つの企業が、以下の場合には常に関連当事者として取り扱うものである。即ち、ある個人又はある第三の企業が一方の企業に対して共同支配をしており、かつ、当該個人（若しくはその者の近親者）又は当該第三の企業が他方の企業に対して共同支配若しくは重要な影響力を及ぼしている、又は重要な議決権を保有している場合である。

あなたは、本提案に同意するか。その理由は何か。また、同意しない場合は、代替案とその提案理由を示されたい。

1. 共同支配について

我々は、関連当事者の定義に対しての今回の修正提案には同意できない。

今回の提案では共同支配について、「関連会社を定義付ける特徴は、重要な影響力である。ボードは、共同支配は一般的に重要な影響力よりも強力な影響力であるとみなすべきである（BC第15項）」として、関連当事者の定義の見直しを行っている。その結果、2007年EDに比較して、関連当事者の範囲が拡大することとなった。

一般的に共同支配は、同等程度の影響力を行使し得る者が複数存在しており、それらの者が互いに牽制する関係にある。すなわち、親子関係のように絶対的な影響力を及ぼすことは難しいものと考えられる。したがって、今回の修正提案のように共同支配をもって関連当事者の範囲を拡大する必要性はないものと考えられる。

2. 報告企業の重要な投資者が人である場合の扱い

公開草案では、報告企業を支配する個人が、支配している企業だけでなく、重要な議決権、共同支配又は重要な影響力を有する企業も「関連当事者」の定義に含めている。

しかしながら、個人の投資者について、その投資先の情報を提供することを求めるのは困難な場合があり、特に当該投資者が支配していない（すなわち、その持株比率が過半数を下回る）企業では、この点が顕著になるものと考えられる。従って、形式的に報告企業を支配する個人の投資家が支配していない企業までも関連当事者とするのは、コスト・ベネフィットの観点から適切でないものとする。

我々のコメントがIASBの最終的な意思決定に貢献することを希望する。

新井 武広

国際対応専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 常勤委員